○国土交通省告示第四十七号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十条の規定に 基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されるので、法第三十三条の規 定に基づきその旨をあわせて告示する。

令和五年一月二十七日

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

- 第1 起業者の名称 国土交通大臣
- 第2 事業の種類 一級河川庄川水系利賀ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事

第3 起業地

- 1 収用の部分 富山県南砺市利賀村草嶺字南山、字向山及び字野中、利賀村押場字向山、字東山、字北浦及び字宮平、利賀村北豆谷字高峰及び字下山、利賀村大豆谷字葛山、利賀村、利賀村字向山、字東山、字押谷山、字矢張下島、字下島及び字向島、利賀村岩渕、利賀村岩渕字田ノ平、字向島、字見田地及び字久保平並びに利賀村北島字久保田、字川東及び字上野嶋地内
- 2 使用の部分 富山県南砺市利賀村草嶺字南山、利賀村押場字向山、字東山、字北浦 及び字宮平並びに利賀村北豆谷字高峰及び字下山地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一級河川庄川水系利賀ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事」(以下「本件事業」という。)は、一級河川庄川水系利賀川(以下単に「利賀川」という。)右岸の富山県南砺市利賀村草嶺字南山地内及び左岸の同市利賀村草嶺字向山地内から同市利賀村北島字川東地内までの区域を全体計画区域とする多目的ダム建設工事及びこれに伴う附帯工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「一級河川庄川水系利賀ダム建設工事」(以下「本体事業」という。)は、河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川のうち、一級河川に関する事業であり、法第3条第2号に掲げる河川法が適用される河川に関する事業に該当する。また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う作業ヤード等の設置工事は、法第3条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

本件事業は、河川法第9条第1項の規定に基づき国土交通大臣が行うものであり、 起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本 件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一級河川庄川水系庄川(以下単に「庄川」という。)は、その源を岐阜県高山市の烏帽子岳と山中山の山中峠に発し、岐阜県内で尾上郷川、六厩川、大白川等を合わせて北流し、富山県に入り南砺市利賀村仙野原地先で利賀川を合わせたのち砺波平野に出て射水市大門地先で和田川を合わせて日本海に注ぐ、幹川流路延長115km、流域面積1,189k㎡の河川である。また、利賀川は、庄川の右支川で、その源を富山県と岐阜県の県境にある水無山、人形山等の連山に発し、南砺市の利賀盆地を貫流し、同市利賀村仙野原地先で庄川に合流する幹川流路延長36km、流域面積110k㎡の河川である。

庄川水系の流域(以下「本流域」という。)は、岐阜県及び富山県の2県にまたがり、庄川は富山県西部の拠点都市である高岡市を擁するなど、富山県西部の社会、経済、文化の基盤をなす重要な河川である。

しかし、本流域は、古くから度々洪水に見舞われており、なかでも昭和51年9月の台風17号に伴う洪水では、流失家屋8棟、浸水家屋42棟、農地等11haの浸水、鉄道橋の落橋など甚大な被害が発生しており、近年においても、戦後最大規模の平成16年10月の台風23号に伴う洪水により、庄川の大門水位流量観測所で観測史上最大の水位7.68mを記録し、堤防や河岸に多大な被害が発生している。

このように本流域では幾度も洪水被害が発生している一方、平成6年においては106日間にわたる取水制限を行ったほか、昭和42年、昭和48年、昭和53年及び平成19年と頻繁に渇水に見舞われている。本流域では稲作をはじめとする農業が盛んであり、庄川を水源としたかんがい用水が広く利用されていることから、既得用水の補給や良好な河川環境維持のための水量の確保を図る必要がある。

また、庄川下流部の富山県砺波市においては、既設工場の増強や工業団地の新設による工業用水の需要増加が見込まれており、この需要に対応するため、安定的な水源の確保が求められている。

このような状況に対処するため、庄川水系の治水対策として、平成19年7月に策定された庄川水系河川整備基本方針(以下「基本方針」という。)において、年超過確率1/150規模の洪水を対象に庄川の基準地点雄神における基本高水のピーク流量を6,500㎡/秒と定め、本体事業を含む洪水調節施設により700㎡/秒を調節し、計画高水流量を5,800㎡/秒としており、また、基本方針に沿って平成20年7月に策定された庄川水系河川整備計画(大臣管理区間)(以下「整備計画」という。)に

おいては、戦後最大規模の洪水と同規模の洪水に対応するため、庄川の基準地点雄神における目標流量を4,200㎡/秒と定め、本体事業を含む洪水調節施設により200㎡/秒を調節し、河道配分流量を4,000㎡/秒としている。本体事業は、基本方針及び整備計画に定める洪水調節施設の一つとして、特定多目的ダム法(昭和32年法律第35号)第4条第1項に基づき平成6年11月22日に策定された「利賀ダムの建設に関する基本計画」(平成21年3月11日付け第1回変更告示、令和2年8月31日付け第2回変更告示)(以下「ダム基本計画」という。)において、利賀ダム建設地点で計画高水流量770㎡/秒のうち500㎡/秒を調節することとしており、そのために必要な容量として洪水期に19,700,000㎡を確保することとしている。

また、整備計画において、庄川における既得用水の補給等のための流水の正常な機能の維持に必要な流量として、庄川用水合口ダム下流地点において8.4㎡/秒を確保することとしており、ダム基本計画では、そのために必要な容量として6,220,000㎡を確保することとしている。

さらに、ダム基本計画においては、新たな工業用水として、富山県に一日最大8,640㎡を供給するため、480,000㎡の容量を確保することとしている。

本件事業の完成により、庄川水系における他の洪水調節施設及び河川改修と相まって、整備計画に定める戦後最大規模の洪水と同規模の洪水に対応することが可能になり、本流域における洪水被害を軽減させ、流域内住民の生命及び財産の保全に寄与することが認められる。また、渇水時においても安定した水量の確保が可能となり、庄川の河川環境の保全に寄与するほか、富山県の工業用水の安定的な確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が令和3年3月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、騒音等については環境基準等を満足するとされており、工事の実施及び供用後における水環境については、濁水の発生及び水温の変化が予測されるものの、沈砂池の設置及び取水設備の運用により、環境への影響が回避又は低減されると予測されていることから、起業者はこれらの措置を講ずることとしている。さらに、起業者は、必要に応じて低騒音・低振動型機械を使用し、周辺の生活環境に配慮しながら工事を実施することとしている。

また、上記の調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法(昭和25年法律第214号)における特別天然記念物であるカモシカ、天然記念物であるヤマネ及びイヌワシ、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号)における国内希少野生動植物種であるクマタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧 I 類として掲載されているヤ

ママメタニシ、絶滅危惧 I A類として掲載されているホクリクジュズカケハゼ及びカワコザラガイ、絶滅危惧 I B類として掲載されているニホンウナギ及びカジカ(中卵型)、絶滅危惧 II 類として掲載されているミゾゴイ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧 II 類として掲載されているコアニチドリ、キンラン、ウチョウラン等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、コアニチドリ、キンラン及びウチョウランについては、生育環境が改変されることから、移植等を実施することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

また、本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財 包蔵地が2か所確認されているが、既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講 じられている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本体事業は、本流域における洪水被害の軽減、流水の正常な機能の維持、工業用水の確保を目的として、利賀川に堤高112m、総貯水容量31,100,000㎡の重力式コンクリートダムを建設する事業であり、その事業計画は、河川管理施設等構造令(昭和51年政令第199号)等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業のうちダムの建設位置については、申請案である押場上流案、中流案、押場最下流案、押場下流案及び押場最上流案の5案による検討が行われており、申請案と他の4案とを比較すると、申請案は、水没戸数は2番目に多くなるものの、堤体積を最も小さくできること、事業費を最も低く抑えられることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う附帯工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本流域では幾度も洪水被害が発生していること、渇水時の 既得用水の補給や良好な河川環境の維持を図る必要があること、工業用水の需要に 対応するため安定した水源の確保を求められていることなどから、本件事業を早期 に施行する必要があると認められる。

また、庄川沿岸5市で構成される自治体の長等からなる利賀ダム建設促進期成同盟会より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、 それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

- 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 富山県南砺市役所
- 第6 収用又は使用の手続が保留される起業地 富山県南砺市利賀村押場字東山、字北浦及び字宮平、利賀村北豆谷字高峰及び字下山、利賀村大豆谷字葛山、利賀村、利賀村字向山、字東山、字押谷山、字矢張下島、字下島及び字向島、利賀村岩渕、利賀村岩渕字田ノ平、字向島、字見田地及び字久保平並びに利賀村北島字久保田、字川東及び字上野嶋地内